

○那覇市請負工事検査規程

1971年1月21日

訓令第1号

改正 昭和47年 6月12日訓令第 7号

昭和49年11月21日訓令第20号

平成元年 9月 1日訓令第11号

平成 9年 4月 1日訓令第 7号

平成10年 4月 1日訓令第 1号

平成11年 3月 1日訓令第 3号

平成15年 3月31日訓令第 5号

平成23年 3月31日訓令第 3号

平成28年 2月25日訓令第 3号

令和 2年 3月30日訓令第 1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ効率的な施工を確保するために行う工事の検査について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 工事の検査を行うため検査員を置く。

2 検査員は、技術総務課の職員とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより、別に検査員を任命する。

(1) 請負額が1件130万円以下の工事 工事を所掌する課(以下「主管課」という。)の職員

(2) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち技術総務課と主管課の協議により施工が簡易であると認めるもの 主管課の職員

(3) その他特に市長が必要と認めるもの 市長が認める職員

(検査の内容)

第3条 検査は、工事の出来形を対象とし、当該出来形を工事請負契約書、設計図、仕様書その他の関係書類と対比して、その適否を判定するものとする。

(検査の種類)

第4条 検査は、完成検査、一部完成検査、既済部分検査及び中間検査とする。

- 2 完成検査は、完成した工事について行う。
- 3 一部完成検査は、工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分である場合において、当該部分についてその引渡しが行なわれるときに行う。
- 4 既済部分検査は、工事の完成前に当該工事の既済部分に対して代価の一部を支払うときに行う。
- 5 中間検査は、工事施行の途中において市長が必要と認めた場合に、市長が指定する部分の出来形に対して行う。

(検査の実施)

第5条 検査は、すべて実地について行うものとする。

2 前項の場合、必要に応じ、次に掲げる検査を行い、工事の出来形の適否を判定しなければならない。

- (1) 工事施工の記録、写真その他の資料の調査
- (2) 工事出来形の測量
- (3) 工事出来形に係る工事材料の規格、品質、強度、性能等の試験及び数量の調査
- (4) 工事出来形の強度、耐圧、地耐力、漏水等の試験
- (5) 工事出来形の一部破壊(掘削及び工事材料の抜取りを含む。)

3 前項第3号及び第4号の検査については、当該工事の検査を所掌する課の長(以下「所管課長」という。)がやむを得ないと認める場合は、工事材料の製造者若しくは適当な試験機関の試験(検定を含む。)若しくは検査又はこれらの記録をもってこれに代えることができる。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、検査の実施に当たっては、当該工事の主任現場監督員及び現場監督員(以下「現場監督員等」という。)並びに受注者又は現場代理人の立会いのもとに行わなければならない。

(検査員の権限)

第7条 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、受注者に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。

第8条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、当該工事の現場監督員等に対して書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。

第9条 検査員は、検査の実施中軽易な手直し工事を要する事項については、現場監督員等

に対し必要な指示を与えることができる。

(検査の準備)

第10条 検査員は、検査実施のため、人員、機器、資材及び器材を必要とする場合は、現場監督員等に対してこれを要求することができる。

(検査員の心得)

第11条 検査員は、検査を行うに当たっては、次の事項を留意しなければならない。

- (1) 常に公平かつ温和な態度であること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当な行為を発見した場合は、現場監督員等に通知すること。

(重要事項の処理)

第12条 検査員は、工事の検査に当たって、事態が重大であり、かつ、その処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに所管課長に報告し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。

(必要な報告)

第13条 検査員は、当該検査を通じて工事の施工技術及び施工管理の向上を図るため工事関係者に対し適当な指導が必要であると認めたときは、所管課長にその旨報告しなければならない。

- 2 検査員は、工事の検査の結果、設計上の重要な問題点及び受注者の常態に関し特に必要と認めた事項に関しては、所管課長に対し卒直な意見の具申をしなければならない。
- 3 検査員は、工事の検査結果については関係者以外にこれを漏らしてはならない。

(復命書等の提出)

第14条 検査員は、工事の検査を終了したときは、その結果について7日以内に工事検査復命書及び工事検査報告書を作成し、所管課長に提出しなければならない。

- 2 検査員は、前項の検査のうち、一部完成検査又は既済部分検査を終了した場合であって、その出来高を確認した時は、工事検査調書を併せて提出しなければならない。

(工事改造の報告等)

第15条 検査員は、工事の検査の結果、その出来形が工事請負契約書、設計図、仕様書等と相違し、又は不完全と認めたときは、所管課長に工事の改造の必要性を報告しなければならない。

- 2 検査主管部長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに工事主管部長に通知しな

なければならない。

- 3 工事主管部長は、前項の通知を受けたときは、取るべき措置を直ちに工事主管課長に指示しなければならない。

(再検査)

第16条 改造工事について、受注者から改造完了の届出があったときは、改めて第3条から第10条までの規定に準じて再検査を行わなければならない。この場合においては、第14条の規定を準用する。

(様式)

第17条 この訓令の規程による文書の様式は、市長が定める。

(補則)

第18条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 那覇市工事検査規程(1967年那覇市訓令第2号)は、廃止する。

付 則(昭和47年6月12日訓令第7号)

この訓令は、昭和47年6月12日から施行する。

付 則(昭和49年11月21日訓令第20号)

この訓令は、昭和49年11月21日から施行する。

付 則(平成元年9月1日訓令第11号)

この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

付 則(平成9年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年3月1日訓令第3号)

この訓令は、平成11年3月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月25日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月30日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。